

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成二十七年五月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 吉野郡東吉野村の一部、吉野町の一部、川上村の一部及び黒滝村
- 三 測量の終了年月日 平成二十七年三月三十一日